

大分県日田市行政視察 次第

日 時：令和8年7月24日（金）13時30分～16時00分

場 所：大村市役所 2階 大会議室

出席者：別紙のとおり

メインテーマ：「中小企業振興基本条例を活かした地域づくりと官民連携について」

サブテーマ：・地域課題を“経営課題”として捉える仕組みづくり

・行政と民間が継続的に動ける体制づくり

・若者定着・人材確保に向けた地域戦略

・提言を“施策化”につなげる会議運営

・中小企業振興とDX・キャッシュレスや地域通貨の連携

【次第（案）】

時間	項目	担当	時間
13:30～13:35	① 日田市視察団代表挨拶	日田商工会議所会頭	5分
13:35～13:40	② 歓迎のあいさつ	大村市長	5分
13:40～13:45	③ 歓迎のあいさつ	大村商工会議所会頭	5分
13:45～14:00	④ 視察団自己紹介・ 大村市紹介	視察団（22人）、 大村市出席者紹介	15分
14:00～14:10	⑤ 大村市の現状や官民連携による取組について	市長	10分
	【質問4】行政・商工団体・議会との連携について ・行政と商工会議所との関係づくりで、特に大切にしていることはありますか？ ・市長・議会との情報共有は、どのように行われていますか？ ・会頭・副会頭・経済団体との定期協議は、どの程度行われていますか？ 「地域課題を地域全体で共有する空気感」は、どのように作られてきましたか？		
14:10～14:40	⑥ 意見交換・質疑応答	全員	30分
14:40～14:50	⑦ DX・地域通貨・キャッシュレスについて	デジタル推進課長	10分
	【質問6】DX・地域通貨・キャッシュレスについて ・地域通貨やキャッシュレス施策は、どのような地域課題から始まりましたか？ ・行政と民間の役割分担は、どのようになっていますか？ ・単なる決済施策ではなく、地域政策としてどのように位置付けていますか？ ・地域経済への効果や課題について教えてください。		
14:50～15:20	⑧ 意見交換・質疑応答	全員	30分

15:20～15:30	⑨ 中小企業振興会議の運営体制と提言活動	山口会長	10 分
	【質問１】条例運用・推進体制について ・中小企業振興会議は、現在どのような位置付けで運営されていますか？ ・推進会議・専門部会・運営部会は、それぞれどのような役割分担で動いていますか？ ・会議を“形骸化させない”ために、意識していることはありますか？ ・職員異動や委員交代があっても、継続できる仕組みはどのように構築されていますか？ ・行政主導ではなく、民間主体性を引き出すための工夫はありますか？ 【質問２】提言から施策化までについて ・市長提言までの流れを教えてください。 ・提言内容は、どのように予算や事業へ反映されていますか？ ・実際に実現した施策の中で、特に効果があつた事例を教えてください。 ・逆に、うまく進まなかった事例や課題はありますか？ 【質問３】若者定着・人材確保について ・若者定着において、大村市が特に力を入れている取り組みを教えてください。 ・高校・大学・企業との連携は、どのように進めていますか？ ・「おむナビ」「おむジョブ」などの情報発信は、どのような狙いで始めましたか？ ・UI ターンや域外人材誘致について、現在の課題感を教えてください。 【質問５】会議運営・専門部会について ・専門部会テーマは、どのように決定されていますか？ ・部会メンバー選定は、どのような考え方で行っていますか？ ・委員のモチベーション維持で、工夫していることはありますか？ ・年間スケジュール運営で、最も重要視しているポイントを教えてください。		
15:30～16:00	⑩ 意見交換・質疑応答	全員	30 分
16:00	⑪ 日田市視察団謝辞	日田商工会議所副会頭	
16:00	終了・見送り	-	-

メインテーマ

「中小企業振興基本条例を活かした地域づくりと官民連携について」

サブテーマ案

- ・地域課題を“経営課題”として捉える仕組みづくり
- ・行政と民間が継続的に動ける体制づくり
- ・若者定着・人材確保に向けた地域戦略
- ・提言を“施策化”につなげる会議運営
- ・中小企業振興と DX・キャッシュレスや地域通貨の連携

事前質問項目

1. 条例運用・推進体制について

① 中小企業振興会議は、現在どのような位置付けで運営されていますか？

- ・大村市中小企業振興会議は、平成 25 年 12 月に制定した「大村市中小企業振興基本条例」に基づき、平成 26 年 3 月に設置された公式な審議機関です。
- ・単なる意見交換の場ではなく、市内の経済状況や経営課題を具体的に調査・研究し、市に対して実効性のある「施策の提言」を行う会議体として位置づけられています。
- ・法的根拠： 「大村市中小企業振興基本条例」第 11 条
- ・役割： 経済状況・経営課題の調査審議、市長への「施策提言」
- ・組織： 委員 20 名（定数 25 名以内／任期 3 年）
- ・構成： 中小・大企業の代表者、商工団体、学識経験者、公募市民、行政機関など

② 推進会議・専門部会・運営部会は、それぞれどのような役割分担で動いていますか？

以下のとおり、三層構造で役割を明確化しています。

- 中小企業振興会議（全体会議：25 人以内）
 - ・中小企業者の課題・問題の調査・研究を専門部会へ指示
 - ・専門部会から提案された施策の協議・決定
 - ・市への提言
- 運営部会（会長・副会長・各専門部会長：5～6 人程度）
 - ・会議の検討課題の提案
 - ・専門部会の検討事項の確認
 - ・会議運営方針の提案
- 専門部会（部会長・部会委員：8～9 人程度）
 - ・会議から指示のあった課題の調査・研究
 - ・中小企業振興施策の検討

③ 会議を“形骸化させない”ために、意識していることはありますか？

- ・議論だけで終わらせず、いただいた提言について、実現可能なものは予算化・事業化へ繋げるスピード感を大切にしています。
- ・行政評価による検証を軸としつつ、会議体へも随時進捗を報告。適宜、会議の間でも効果検証を行い、継続的な改善を図っています。
- ・商工会議所職員が委員として参画し、会議所事業と連携しています。
- ・市長が振興会議を「政策立案組織」と激励し、その役割を大切にしています。提言の間では、全委員が市長に対して直接発言できる意見交換の時間を設けており、官民連携で中小企業振興を目指す土台が築かれています。

④ 職員異動や委員交代があっても、継続できる仕組みはどのように構築されていますか？

- ・会議発足から約 10 年の経過の中で、年間のスケジュールや進め方が型組みされているため、担当が変わっても質を落とさず安定した運営が可能となっています。
- ・過去の提言と事業化の経緯を体系的に可視化しており、スムーズに引き継げる体制を整えています。

⑤ 行政主導ではなく、民間主体性を引き出すための工夫はありますか？

- ・各年度の活動方針や調査研究テーマを市が一方向的に決めるのではなく、現場が直面している課題（人材確保、DX 等）に基づき、振興会議において決定しています。

2. 提言から施策化までについて

① 市長提言までの流れを教えてください。

- ・例年 5 月のキックオフ会議を起点に、次年度の当初予算編成に間にうサイクルで進めています。
- ・5 月 ：キックオフ会議（第 1 回振興会議）
 その年度の検討テーマを共有し、専門部会へ調査審議を指示。
- ・6 月～9 月：専門部会での調査・研究
 テーマに沿った現状分析、先進地事例の調査、関係機関へのヒアリング等を実施。
- ・10 月 ：提言内容の集約
 専門部会での検討結果を運営部会で調整し、振興会議（全体会）で提言書案を承認。
- ・11 月 ：市長提言
 会長から市長へ直接「提言書」を提出。委員との意見交換あり。

② 提言内容は、どのように予算や事業へ反映されていますか？

- ・提言を受けた事務局（商工振興課）が、次年度以降の予算編成において事業化を検討します。提言内容が「条例の理念」に基づいているため、庁内での優先順位が確保しやすく、補助金の新設や既存事業の拡充（例：研修受講料補助金の対象拡大）に直結しています。

③ 実際に実現した施策の中で、特に効果があった事例を教えてください。

- ・若者定着官民連携会議
市内高等学校進路担当者と市内事業者による意見交換会を定期開催。
対象：市内高等学校、市内中小企業、商工会議所、市等
- ・市内企業説明会
高校生と地元企業を直接つなぐリアルイベント。
令和 8 年度は出展企業 50 社、参加高校生約 830 人。
- ・企業情報サイト「おむジョブ！グッジョブ！」
企業情報・求人・動画・SNS を一元化したサイトを構築。
市内企業説明会の予習・復習ツールとしても活用させ、リアルとデジタルの相乗効果を生んでいます。
- ・「中小企業者等人材育成支援事業補助金」による実務支援
研修受講料や教材費だけでなく、国家試験の受験料や交通費・宿泊費、さらには単独研修、合同研修の実施費用を助成。

④ 逆に、うまく進まなかった事例や課題はありますか？

- ・令和 4 年度に設置した「災害に強い企業づくり部会」からの「BCP 普及促進支援」を求める提言に基づき、令和 5・6 年度に専門家による無料の BCP 策定支援セミナーを実施しましたが、参加者が想定を大きく下回り、事業の継続が困難となりました。
- ・啓発の重要性は認識しつつも、BCP 普及促進を目指す市の支援体制には限界があることが浮き彫りとなりました。その後、この課題に対し、商工会議所が市との共同名義で「事業継続力強化支援計画」を策定しています。

3. 若者定着・人材確保について

① 若者定着において、大村市が特に力を入れている取り組みを教えてください。

- ・若者の地元就職促進を目的に、オンラインとオフラインを組み合わせた「おおむらキャリア形成支援事業」を展開しています。SNS（TikTok・Instagram）を活用したショート動画による企業の魅力発信、企業情報や求人情報を取り扱うポータルサイト「おむジョブ！グッジョブ！」の運営、さらに対面での「市内企業説明会」を一貫した動線で結ぶことで、若年層の関心喚起からマッチングまでを戦略的に支援しています。

② 高校・大学・企業との連携は、どのように進めていますか？

- ・ 高校： 次年度の行事予定が固まる 12 月頃に合わせ、翌年の企業説明会の参加依頼を行うなど、学校現場が動きやすいタイミングで連携を図っています。
- ・ 大学： 振興会議の会長（長崎大学准教授）をハブとして、専門的な知見やネットワークを活かした連携を構築しています。
- ・ 企業： 市内企業説明会やサイト出展企業とのコミュニケーションに加え、商工会議所の会報誌等を活用した広範な情報発信を行っています。

③ 「おむナビ」「おむジョブ」などの情報発信は、どのような狙いで始めましたか？

- ・ おむナビ：平成 28 年度提言を受け構築。市内事業者の情報発信をはじめ、若年層（小中学生）の教材として、市内への就職を希望する方が参考にできるウェブサイトとして立ち上げました。
- ・ おむジョブ：令和 5 年度、令和 6 年度提言を受け、「おむナビ」をリニューアル。「働く人のリアル」を可視化することで、就職後のミスマッチを防止。企業の採用広報力を高める「企業育成」の側面も持たせています。

④ UI ターンや域外人材誘致について、現在の課題感を教えてください。

- ・ 域外人材と市内企業をつなぐ「情報発信」と「マッチング支援体制（就職支援員等）」の不足が現在課題となっています。令和 8 年度以降、企業情報サイトを活用した求人情報の拡充や SNS プロモーションをさらに強化し、域外からの流入を促進する仕組みづくりを進めています。

4. 行政・商工団体・議会との連携について

① 行政と商工会議所との関係づくりで、特に大切にしていることはありますか？

② 市長・議会との情報共有は、どのように行われていますか？

③ 会頭・副会頭・経済団体との定期協議は、どの程度行われていますか？

④ 「地域課題を地域全体で共有する空気感」は、どのように作られてきましたか？

→当日、市長や商工会議所（会頭・副会頭）に回答をお願いしています。

5. 会議運営・専門部会について

① 専門部会テーマは、どのように決定されていますか？

- ・ 振興会議での課題の棚卸しに基づき、現場が今直面している課題（人材確保、DX 等）を運営部会から提案し、振興会議において決定しています。

② 部会メンバー選定は、どのような考え方で行っていますか？

- ・ 運営部会において、各委員の専門性や関心に基づき、適材適所の配置を行い、会長が

指名します。また、必要に応じて、オブザーバーとして関係機関（学校、金融機関、専門家等）を招き、議論の専門性を高めています。

③ 委員のモチベーション維持で、工夫していることはありますか？

- ・提言に基づき事業化に至った補助金やイベント等については、随時、進捗状況を共有しています。
- ・提言書の提出時には、市長と全委員との意見交換の時間を設けています。市内中小企業の代表者として、市政のトップに直接現場の声を届け、議論できる場があることは、委員にとっても有意義であり、活動の大きな動機付けとなっているのではないかと考えます。

④ 年間スケジュール運営で、最も重要視しているポイントを教えてください。

- ・予算編成サイクルとの連動です。次年度の施策に反映させるためには、どの時期に提言を行うべきかを逆算し、専門部会の開催回数や取りまとめ時期を管理しています。

6. DX・地域通貨・キャッシュレスについて

① 地域通貨やキャッシュレス施策は、どのような地域課題から始まりましたか？

本市は子育て支援が充実していることや、通勤・通学など交通の利便性が高いことなどから、子育て世帯を中心に人口増加を続けていきましたが、一方で「人と人、人とまちのつながりの希薄化」が課題となっていました。この「無縁社会」の広がりに対し、共助の精神に基づき市民同士が支え合うコミュニティの形成を目指す「しあわせ循環コミュニティ事業」をスタートしました。

この事業において、感謝の気持ちを可視化し地域経済へ還流させるツールとして、デジタル地域通貨「ゆでび」を導入しました。消費の地域内循環と社会活動の活性化を一体化させることにより、商店街をはじめとする地域事業者が持続的に発展できる環境を整えることを目指しています。

② 行政と民間の役割分担は、どのようになっていますか？

本事業の持続可能な運営体制を構築するため、大村市と地元企業などが出資して官民共創会社「CONNECT 株式会社」を設立しました。

行政は「しあわせ循環コミュニティ」の全体構想策定およびシステム開発を担い、CONNECT 社はシステム運用保守およびデジタル地域通貨「ゆでび」の普及拡大・加盟店開拓といった地域密着型の実務を担うことで、役割分担を明確化しています。

運営体制においては、大村商工会議所会頭が CONNECT 社の代表取締役を、大村市副市長や商工会議所副会頭、地元企業の代表者らが取締役を務めています。このように市と地元経済界が連携を強固にすることで、地域のニーズを迅速に施策やシステムに反

映させることができるようにしています。

③単なる決済施策ではなく、地域政策としてどのように位置付けていますか？

本市では、デジタル地域通貨「ゆでぴ」を、地域経済の活性化と循環の新しい取組として位置付けています。市民が日常的にチャージして利用するコインと、ボランティア活動等の参加に応じて市が付与するポイントを市内加盟店でのみ利用できる仕組みとすることで、地域内での消費を促しています。特に国や県の交付金・補助金を活用したキャンペーン等は、「ゆでぴ」のデジタル基盤を活用することで、迅速かつ低コストでの市民への給付を実現しています。

④地域経済への効果や課題について教えてください。

経済面では、「ゆでぴ」の決済総額が累計 14 億円を超えるなど、地域経済の活性化において一定の成果を上げています。また、アプリのダウンロード数は 34,000 件を超えており、15 歳以上市民の約 4 割に相当することから、市民生活のデジタルインフラとして着実に定着しています。

主な課題としては、次のとおりです。

- ・ 利用登録の際の ID 登録の煩雑さ
- ・ 高齢者などのデジタルデバйд対策
- ・ キャンペーン時の市外からの利用
- ・ システム改修費や運用保守コストの高騰
- ・ 域内の中小・小規模事業者の恩恵が少ない

今後は、システムや運営体制の見直しを図り、地域経済への波及効果の最大化を目指します。

▼大村市

	所属	役職	氏名	備考
1	商工会議所	会頭	中村 人久	
2	〃	副会頭	山口 成美	
3	〃	副会頭	堀内 敏也	
4	〃	副会頭	時 忠之	中小企業振興会議 副会長、運営部会長
5	長崎大学	准教授	山口 純哉	中小企業振興会議 会長
6	市役所	市長	園田 裕史	
7	〃	商工観光部長	川下 隆治	
8	〃	商工振興課長	鈴田 正隆	
9	〃	商工振興課係長	武内 恵子	
10	〃	デジタル推進課長	東 賢一	
11	〃	デジタル推進課係長	清水 理恵	
12	〃	デジタル推進課係長	安武 翔太	

キャッシュレス委員会 大村市視察 参加者名簿

	役職	氏名	ふりがな	事業所名	電 話
1	日田商工会議所 会頭	瀬戸 亨一郎	せと こういちろう	日田木材協同組合	24-6167(組)
2	日田商工会議所 副会頭	小ヶ内 聡行	おがうち としゆき	オガウチ濱田税理士法人	22-3448
3	〃	谷口 知幸	たにぐち ともゆき	中山化成(有)	24-5228
4	キャッシュレス委員会 委員長	宮野 大樹	みやの だいき	(株)Daiju. tech	28-5726
5	〃 副委員長	東 真吾	ひがし しんご	(有)ファミリーフードサービス	24-2788
6	〃 委員	飯田 雄二	はんだ ゆうじ	(株)大分銀行日田支店	23-2101
7	〃	大塚 智	おおつか さとる	(株)オオツカ	22-2470
8	〃	中山 英明	なかやま ひであき	(有)日田醤油	22-2456
9	〃	安田 徳章	やすだ のりあき	(株)福岡銀行日田支店	24-4111
10	隈を元気にして委員会 委員長	河津奈津子	かわづ なつこ	(一社)日田市観光協会	22-2036(協) 24-0104(店)
11	ライドシェア委員会 委員長	後藤 信寛	ごとう のぶひろ	イサゴタクシー(株)	22-3135
12	合併20年委員会 委員長	高倉 貴子	たかくら たかこ	日田時報紙器印刷(株)	24-2755
13	〃 副委員長	岡野 涼子	おかの りょうこ	(株)E N T O	23-5701
14	大分県中小企業家同友会 会員	石丸 文子	いしまる あやこ	(株)藤花	26-7757
15	〃	河津 亮	かわづ りょう	日東木工(株)	22-7332
16	日田市役所 農林商工部 部長	中山 敏章	なかやま としあき	日田市役所 農林商工部 商工労政課	22-8239
17	日田市役所 農林商工部商工労政課 職員	梶原 正隆	かじわら まさたか	〃	〃
18	〃	池田 静枝	いけだ しずえ	〃	〃
19	〃	木之下穂香	きのした ほのか	〃	〃
20	大分県西部振興局 地域創生部 職員	安藤 史崇	あんどう ふみたか	大分県西部振興局 地域創生部	23-5739
21	〃	沖西 柊耶	おきに しゅうや	〃	〃
22	日田商工会議所 職員	大石 昭典	おおいし あきのり	日田商工会議所	22-3184
23	〃	黒木 政信	くろき まさのぶ	〃	〃
24	〃	松尾 真理	まつお まさみち	〃	〃

今、なぜ条例を制定するの？



中小企業振興の目的や基本理念、施策の基本方針を定め、市や中小企業者の責務、大企業者の役割や、市民の理解と協力を明確にすることにより、地域が一体となって、中小企業の成長・発展を目指し、積極的に中小企業振興に取り組めるようにするためです。



なぜ、中小企業振興が必要なの？

大村市内の事業所のほとんどが中小企業であり、地域の雇用と経済を支えています。中小企業振興により中小企業が元気になると、競争力が強化され、雇用が拡大し、地域経済の活性化につながります。

地域経済が活性化し、市民生活が向上して行くためには、中小企業の振興が不可欠です。

中小企業者等

行政(市)

**中小企業の成長は、
市民生活の向上や、まちの
発展に欠かせません。**

大企業者

市民

大村市 商工観光部 商工振興課

長崎県大村市玖島1丁目25番地 TEL0957-53-4111(内線 249)

大村市中小企業振興基本 条例を制定しました！

～地域経済の活性化は、
中小企業の振興から始まります～

条例制定における
ポイント

ポイント① 市や中小企業者等の責務、大企業者の役割、市民の理解と協力を明記

市や中小企業者等、大企業者、市民がお互いの立場・役割を理解することで、地域社会が一体となって、中小企業の振興を推進します。

ポイント② 中小企業の現状や課題を調査・審議する「中小企業振興会議」を設置

中小企業者や関係団体、市民、学識経験者などで構成され、事業者や市民の声、社会や経済の動きを踏まえながら調査・審議することにより、地域社会の意見を中小企業振興施策へ反映します。

ポイント③ 中小企業振興施策の実施のために基本方針を規定

条例の理念に基づく中小企業振興を実行に移していくため、中小企業の振興施策に関する基本的な方針を定めました。「中小企業振興会議」などの意見をもとに、国、県その他関係機関と連携しながら、中小企業振興施策を策定、推進します。



**地域経済の活性化
市民生活の向上**

大村市中小企業振興基本条例

緑豊かな多良山系を東に仰ぎ、世界初の本格的な海上空港を擁する大村湾を西に望む大村市は、長崎県本土のほぼ中央部に位置し、高速交通の拠点都市、県央地域の中核的都市として発展してきた。

大村市の事業所の大多数を占める中小企業は、地域の雇用と経済を支え、市民生活の向上をもたらす重要な存在であることから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、大村市の産業、経済と市民生活全体にかかわる課題といえる。

中小企業が成長し、発展していくためには、中小企業者自らがまずその重要性を再認識し、自主的な努力を行っていくとともに、中小企業の振興が大村市の発展に欠かせないものであるという認識を、企業はもちろんのこと市民、行政などの地域社会の構成員が共有することが何より大切である。

そこで、中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に実施するため、この条例を制定する。

目 的

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、市及び中小企業者等の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

定 義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。
- 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 市 民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う個人又は法人その他の団体（中小企業者等及び大企業者を除く。）をいう。

基本理念

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- 市、中小企業者等、大企業者及び市民が中小企業の果たすべき役割の重要性を理解し、協力して行われること。

市の責務

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業者の実態の的確な把握に努めるとともに、中小企業振興施策を総合的に推進しなければならない。

- 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との連携及び協力に努めるものとする。
- 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

中小企業者等の責務

第5条 中小企業者等は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応するため、自主的に経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び経営基盤の強化に努めなければならない。

- 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会への貢献及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

大企業者の役割

第6条 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

- 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力に努めるものとする。

市民の理解と協力

第7条 市民は、中小企業振興施策が地域経済の発展並びに市民生活の安定及び向上に寄与することを理解し、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

施策の基本方針

第8条 市は、基本理念にのっとり、国、県その他関係機関と連携しつつ、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

- 中小企業者の経営の安定及び経営の革新を促進すること。
- 中小企業の創業及び中小企業者の新技術開発を促進すること。
- 中小企業者の資金調達を円滑化すること。
- 中小企業者の産学官連携を促進すること。
- 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。

財政上の措置

第9条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

実施状況の公表

第10条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を公表するものとする。

中小企業振興会議

第11条 中小企業振興施策に関する事項を調査審議させるため、大村市中小企業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

令和8年度大村市中小企業振興会議委員名簿

委嘱期間：令和8年5月1日から令和11年4月30日まで

区分ごと50音順

No	区分	氏名	団体名
1	中小企業者の代表者	高瀬 英三	おおむらケーブルテレビ株式会社
2	中小企業者の代表者	堤 康博	社会福祉法人とみのはら福社会
3	中小企業者の代表者	時 忠之	株式会社大幸企画
4	中小企業者の代表者	中川 有ニ	株式会社ナカガワ
5	中小企業者の代表者	中村 康祐	株式会社ナカムラ消防化学
6	中小企業団体の代表者	重松 泰子	大村商工会議所 女性部
7	中小企業団体の代表者	為永 大輔	大村商工会議所 青年部
8	中小企業団体の代表者	山崎 剛	大村商工会議所
9	中小企業団体の代表者	鹿取 栄治	長崎県中小企業家同友会 大村支部
10	大企業者の代表者	橋本 岳秋	SUMCO TECHXIV株式会社
11	学識経験を有する者	山口 純哉	国立大学法人長崎大学経済学部
12	関係行政機関の職員	町永 誠司	長崎県央振興局 管理部
13	公募による市民	金原 直美	
14	その他市長が必要と認める者 (ITコンサル)	一橋 和子	MISERU株式会社
15	その他市長が必要と認める者 (創業塾生)	桐原 大和	株式会社OLIMAMA
16	その他市長が必要と認める者 (青年団体)	寿々木 優志	大村青年会議所
17	その他市長が必要と認める者 (域外人材)	丹路 修平	株式会社大村湾商事
18	その他市長が必要と認める者	森 広康	大同商事有限会社
19	その他市長が必要と認める者	山口 順市	大村銀行協会
20	その他市長が必要と認める者	吉岡 和佳子	クラスペディア

大村市中小企業振興会議活動経過について

年度	提言内容	部会	取組状況	
H28	人材確保について	人材部会		
	・高等学校進路担当者と市内中小企業者等の意見交換会		大村市若者定着官民連携会議	H29.2
	・高等学校の生徒及び保護者への市内中小企業者の紹介		会社概要説明会	H29.8
	・市内中小企業者の情報発信サイトの構築		大村市企業紹介サイト「おむナビ」	H30
	人材育成について	人材部会		
	・新規採用者を対象とする異業種交流研修		初任者・異業種交流会	H29.6
	・市の助成事業（大村市中小企業研修受講料補助金）の拡充		大村市中小企業等研修受講料等補助金※対象拡大	H29.4
	その他			
	・公的機関（国、県及び市等）からの補助制度等の情報提供		おむナビでのメールマガジン	H30
H29	人材確保、育成について	人材部会		
	・各種資格及び免許取得時の支援		大村市中小企業等研修受講料等補助金※対象拡大	H30.4
	・女性雇用の支援（育児中の女性向け就活フェスタ等）		先進地事例の調査・関係機関へヒアリング	H30.4
	・高齢者や外国人の雇用について		関係機関へヒアリング	H30.4
	・小・中学校等キャリア教育		関係機関へヒアリング	H29.12
	企業の魅力づくりについて ―魅力づくりに関する情報提供―	魅力部会	大村市企業紹介サイト「おむナビ」	H30
	情報の利活用について ―企業情報等の発信強化―	魅力部会	大村市企業紹介サイト「おむナビ」	H30
H30	中小企業に対する市の取り組みの周知について	人材部会・情報部会	大村市中小企業等研修受講料等補助金	継続
			会社概要説明会	継続
			大村市企業紹介サイト「おむナビ」	継続
	大村市中小企業者等研修受講料等補助金について	人材部会・情報部会	大村市中小企業等研修受講料等補助金	継続
H31	継続して調査・研究する事項について	人材部会・情報部会		
	おむナビの改善について（登録企業数の増）	情報部会	大村市企業紹介サイト「おむナビ」改修	R2
	地域連携ポイントについて	情報部会		
	小・中学校等におけるキャリア教育支援について	人材部会	大村市総合教育会議を活用	
	地域経済の活性化に繋がる地場企業振興のための施策について	人材部会	大村市産業支援センターの支援体制研究	

年度	提言内容	部会	取組状況	
R3	経営に係る相談窓口の体制について	ウィズコロナ部会		
	・大村市産業支援センターの運営について		大村市産業相談支援体制協議会	R4.5
	・大村市産業支援センターと各支援機関とのネットワークの構築について		大村市産業相談支援体制協議会	R4.5
	業務のデジタル化推進に係る支援策について	ポストコロナ部会		
	・サポート拠点（相談窓口）の設置			
	・セミナーの開催		地元密着企業のデジタル化応援セミナー	R5.1
R4	・補助金事業の実施		おおむら中小企業DX推進事業補助金	R5
	災害に強い企業づくりのための支援について	災害部会		
	・BCP策定の普及促進について		東京海上日動火災保険との意見交換（中小機構受託事業）	R4
	・事業者支援拠点の体制整備について			
	・大村市地域防災計画の周知について			
	業務のデジタル化推進に係る支援策について【継続】	デジタル部会		
	・サポート拠点（相談窓口）の設置			
	・セミナーの開催		地元密着企業のデジタル化応援セミナー	R5.1
R5-6	・補助金事業の実施		おおむら中小企業DX推進事業補助金	R5
	人材を確保するための支援について	人材確保部会		
	・市内中小企業の魅力発信について		大村市企業情報サイト「おむジョブ！グッジョブ」	R6.12
	・地元高等学校と市内事業者がお互い知り合える機会の拡充と充実化		市内企業説明会規模拡大	R7
	・中学校・高等学校におけるキャリア教育支援について		市内企業説明会サイト連携	R7
	人材育成に関する課題の解決について	人材育成部会		
	・有益な情報の発信			
	・相談体制の強化			
	人材の定着を図るための支援について	人材定着部会		
	・地域全体でのサポート			
R7	・コミュニティの拠点となる場の構築			
	若者の定着・キャリア教育に関する支援について	わかものミライ部会		
	・大村市若者定着官民連携会議の改善			
	・教員・保護者への企業理解支援		高校生向けキャリアチャレンジイベント拡充	R8予定
	・地元高校生への企業力発信の強化		地元就職促進SNSプロモーション	R8予定
	・高校生のキャリア教育における企業連携の推進			
	障がい者雇用・就労支援に関する支援について	はたらくチカラ部会		
	・障がい者の直接雇用に関する支援			
	・就労支援施設への業務委託に関する支援			
	新たな労働力確保に関する支援について	はたらきリデザイン部会	大村市企業情報サイト「おむジョブ！グッジョブ」拡充	R8予定
	・UIターン人材のマッチング支援			
	・移住ターゲットに即した情報発信の強化			
	・業務の効率化・省力化に関する支援			

令和8年度の活動方針及びスケジュール(案)について

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営 ①	振興 ①	振興 ②	専門 ①	専門②～③	運営 ③	振興 ③	専門②～③	運営 ③	振興 ④	提言	運営 ④
※同日開催(全体→分科会)						(調査)					

実施時期	会議名	内容
4月21日	運営部会①	・今年度の活動方針(案)について ・今年度のスケジュール(案)について ・次回の振興会議の運営について
5月8日	振興会議①	・委員委嘱 ・会長、副会長の選任について ・運営部会の設置について ・今年度の活動方針について(旧運営部会からの提案) ・今年度のスケジュールについて(旧運営部会からの提案) ・グループワーク(中小企業における現状や課題の共有)
5月28日	運営部会②	・今年度の研究テーマ(案)について ・専門部会の設置について ・次回の振興会議の運営について
6月中	振興会議②	・今年度の研究テーマ(案)について(運営部会からの提案) ・専門部会の設置について(会長からの指名)
6月～ 8月下旬	専門部会 ①～③	・調査研究について(意見交換～先進地視察等) ・調査研究テーマに関する手法(視察やアンケート等)について
9月上旬	運営部会③	・各専門部会の中間報告について ・各専門部会からの調査内容(案)について ・次回の振興会議の運営について
9月下旬	振興会議	・各専門部会の中間報告について(各専門部会から報告) ・各専門部会からの調査内容(案)について(各専門部会からの提案)
10月～ 12月	専門部会	・調査研究について ・提言(案)について
	(調査)	(アンケート等調査及び集計)
1月中	運営部会	・各専門部会からの結果報告について ・提言(案)について ・次回の振興会議の運営について
2月上旬	振興会議	・各専門部会の結果報告について(各専門部会からの報告) ・提言について(各専門部会からの提案)
2月下旬	提言	・市長への提言
3月頃	運営部会	・次年度のスケジュール(案)について ・次年度の調査研究テーマ(案)について ・次年度の専門部会(案)について

令和7年度のスケジュール（案）について

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
運営	振興 専門	専門	運営	振興	専門	運営	振興 提言
	※5/28			調査			

実施時期	会議名	内容
4月10日	運営部会	・今年度の調査研究テーマ（案）について ・今年度の専門部会（案）について ・今年度のスケジュール（案）について ・次回の振興会議の運営について
5月28日	振興会議	・今年度の調査研究テーマについて（運営部会からの提案） ・今年度の専門部会について（会長からの指名） ・今年度のスケジュールについて（運営部会からの提案）
5月下旬～ 6月下旬	専門部会	・調査研究について ・調査研究テーマに関する手法（視察やアンケート等）について
6月下旬	運営部会	・各専門部会の中間報告について ・各専門部会からのアンケート調査項目について ・次回の振興会議の運営について
7月中旬	振興会議	・各専門部会の中間報告について（各専門部会から報告） ・各専門部会からの調査内容について（各専門部会からの提案）
7月下旬～ 8月下旬	調査	・先進地視察やアンケート等調査及び集計
7月下旬～ 9月初旬	専門部会	・調査研究について ・提言（案）について
9月中旬	運営部会	・各専門部会からの結果報告について ・提言（案）について ・次回の振興会議の運営について
9月下旬	振興会議	・各専門部会の結果報告について（各専門部会からの報告） ・提言について（各専門部会からの提案）
10月初旬	提言	・市長への提言
11月頃	運営部会	・次年度のスケジュール（案）について ・次年度の調査研究テーマ（案）について ・次年度の専門部会（案）について

日田市中小企業 振興基本条例

(平成28年4月1日施行)



大分県日田市

日田市中小企業振興基本条例（平成28年日田市条例第6号）

（前文）

本市は、古くから交通の要衝として栄え、江戸期には幕府直轄地である天領となり、九州の政治、経済の中心地でした。山々に囲まれた自然環境の中で、幕府の奨励により杉の造林が進み、戦後の復興需要に伴い製材工場が増加し、多様な木材関連産業が集積するまちとして発展してきました。また、豊かな水資源に恵まれ、福岡都市圏に近いという地の利を生かし、近年では、飲料、機械産業等の大型企業が進出し、地域の中小企業が活躍できる場の更なる拡大が期待されています。

本市の事業所のほとんどを占める中小企業は、こうした産業の発展過程において、様々な団体と連携しながら、地域経済と雇用の基盤を支えるのみならず、地域防災力の強化や、優れた技術や技能、祭りや文化の継承にも重要な機能を果たすなど、地域社会を支える大きな役割を担ってきました。

しかしながら、産業構造の変化やグローバル化による競争激化、少子高齢化による内需の減退、ＩＣＴ化の更なる発展など、時代の潮流が急速に変化しており、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しております。本市においても、大型店や郊外型店の出店や高速交通ネットワークの整備などにより消費行動が変化し、商店街の空洞化が進むとともに、都市との経済格差の拡大により産業が収縮し、若者の流出が止まらず、大きな課題となっております。

こうした状況の中、地域経済が成長発展していくためには、中小企業者自らが地域の魅力ある資源や技術を見直し活用していくなど、創意工夫し経営の革新を図ることが重要です。

私たち市民は、中小企業が経済や雇用面で人口減少に歯止めをかける役割を担うだけでなく、その活力が、まちづくりの原動力となっており、市民生活や地域社会にとっても不可欠な存在であることを改めて理解し、市、中小企業及びその他中小企業の関係者と一体となって、中小企業の発展に協力していく必要があります。若者が日田にとどまる、日田に戻る、事業の承継ができ、夢を描くことのできる環境づくりを進めていかなければなりません。

このような認識に立ち、市民が自らの地域の未来に希望を持ち、快適で潤いのある生活を送ることができるよう、中小企業の発展を目指し、ここに条例を制定します。

【第1章 総則】

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業 市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項各号に規定する中小企業者
 - イ アに掲げる中小企業者の事業の共同化のための組織
- （2）小規模企業 基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- （3）中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他市内において中小企業の支援を行う団体をいう。
- （4）金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。
- （5）大企業 基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者以外の事業者（会社及び個人に限る。）で、市内に事務所等を有するものをいう。

- （6）大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の設置者及び管理者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- （7）学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校で、市内に存するものをいう。
- （8）大学等 教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関で、県内に存するものをいう。
- （9）市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

（基本理念）

- 第3条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。
- 2 中小企業の振興は、自然、人材、技術その他の本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。
 - 3 中小企業の振興は、市、中小企業支援団体、金融機関等、大企業、大規模小売店舗、学校及び大学等が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。
 - 4 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

（中小企業の自助努力）

- 第4条 中小企業は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善、人材育成、雇用の促進及び福利厚生の上に努めるものとする。
- 2 中小企業（第2条第1号アに掲げる中小企業者に限る。）は、それぞれの地域及び業種等を中心に組合等を組織化し、その加入を促進するとともに共同事業の実施や中小企業支援団体の加入等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。
 - 3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
 - 4 中小企業は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

（中小企業支援団体の責務）

- 第6条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。
- 2 中小企業支援団体は、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力及び事業活動を通じた地域社会への貢献を行うよう努めるものとする。

（金融機関等の役割）

- 第7条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。
- 2 金融機関等は、市内における起業・創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

（大企業の役割）

- 第8条 大企業は、自らの事業活動において中小企業の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力に努めるものとする。
- 2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施

策に協力するよう努めるものとする。

（大規模小売店舗の役割）

- 第9条 大規模小売店舗は、周辺地域との融和を図るため、中小企業（第2条第1号イに掲げる組織に限る。）及び中小企業支援団体へ加入するよう努めるものとする。
- 2 大規模小売店舗は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加し協力するなど、地域の発展と活性化に努めるものとする。

（学校及び大学等の役割）

- 第10条 学校は、中小企業の事業活動が市の発展に貢献していることへの理解を深めるよう促すとともに、社会見学、職場体験活動等の実践により、望ましい勤労観・職業観などのキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。
- 2 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第11条 市民は、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品・製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【第2章 中小企業の振興に関する基本的施策】

第1節 中小企業の振興に関する基本方針

- 第12条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。
- （1）経営基盤の安定強化を図ること。
 - （2）中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。
 - （3）経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
 - （4）創業を促進すること。
 - （5）人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。

第2節 中小企業の振興に関する施策

（経営基盤の安定強化）

- 第13条 市は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- （1）経営に関する相談及び指導の充実
 - （2）円滑な資金調達の支援
 - （3）販路開拓の支援及び取引のあっせん
 - （4）情報通信技術の活用支援
 - （5）円滑な事業承継の支援
 - （6）個別企業に対する支援体制の強化

（中小企業の活用による地域内の経済循環の創出）

- 第14条 市は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- （1）中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
 - （2）市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
 - （3）地域商店活用の促進
 - （4）柔軟な発注方式による受注機会の拡大

（経営の拡大及び新分野への進出の促進）

- 第15条 市は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- （1）産業集積の促進
 - （2）産学官の連携等による新技術及び新商品の開発の支援
 - （3）地域資源を活用したツーリズムの振興
 - （4）農商工連携の促進
 - （5）海外における事業展開の支援及び情報提供
 - （6）知的財産の適切な活用の促進

（創業の促進）

- 第16条 市は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- （1）創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
 - （2）創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

（人材の確保及び育成並びに事業環境の整備）

- 第17条 市は、中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- （1）従業員の職業能力開発並びに技術及び技能継承の促進並びに後継者育成の支援
 - （2）中小企業への就労促進
 - （3）キャリア教育の推進
 - （4）女性、高齢者及び障がい者が就労しやすい環境の整備
 - （5）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）の促進及び勤労者福祉の充実の支援
 - （6）下請取引の適正化

【第3章 施策を推進するための措置】

（意見の聴取）

第18条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業の実態を把握するため、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。

（計画の策定）

- 第19条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市は、計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。
 - 3 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

第20条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【第4章 雑則】

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

お問い合わせ

合わせ先

日田市商工観光部商工労政課

〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号

TEL：0973-22-8239 FAX：0973-22-8246

e-mail：shokoh@city.hita.oita.jp

ホームページ：http://www.city.hita.oita.jp/

日田市中小企業振興基本条例の概要

目 的

中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与する。

基本理念

中小企業の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進

本市の有する自然、人材、技術等の資源を総合的に活用して推進

市、中小企業支援団体等が中小企業とともに相互に連携して推進

小規模企業の経営面、資金面に配慮する等、経営規模を勘案して推進

責務と役割

市の責務

- 関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 情報の収集及び提供

中小企業支援団体の責務

- 事業活動に必要な情報提供、経営改善や創業の支援
- 市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力、事業活動を通じた地域社会への貢献

金融機関等の役割

- 円滑な資金調達及び経営改善への協力
- 市内における起業・創業への支援

中小企業の自助努力

- 事業活動の維持改善、人材育成、雇用の促進、福利厚生への向上
- 地域や業種等を中心に組合等を組織化、共同事業の実施、相互の連携や協力を図る
- 社会的責任の認識、地域社会との調和
- 市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力

大企業の役割

- 中小企業との連携、協力
- 社会的責任の認識
- 市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力

大規模小売店舗の役割

- 周辺地域との融和を図る
- まちづくりへの参加、協力

学校及び大学等の役割

- 地域の次世代を担う人材の育成への協力
- 中小企業が行う研究及び人材育成等への協力

市民の理解と協力

- 中小企業振興の理解
- 地域商店や市内製品の活用

基本方針

経営基盤の安定強化

中小企業の活用による地域内の経済循環の創出

経営の拡大及び新分野への進出促進

創業の促進

人材の確保・育成と事業環境の整備

- 中小企業や関係者からの意見聴取
- 中小企業振興のための計画の策定
- 財政上の措置

中小企業の活性化

「日田市中小企業振興基本条例」を制定しました

日田市では、地域経済や地域社会に不可欠な存在である中小企業が、今後も意欲を持って活躍していけるよう、「若者が日田にとどまる、日田に戻れる、事業の承継ができ、夢を描くことのできる環境づくり」を目指す、日田市中小企業振興基本条例を平成28年に制定しました。

中小企業は市内企業の99%以上を占め、地域防災力の強化や、優れた技術や技能、祭りや文化の継承など、まちづくりの原動力になっています。

私たちは、地域社会を支える大きな役割を担っている中小企業を、地域商店の利用や市内産品・製品の活用などを通じて応援し、中小企業を活性化することによって、一層活力ある日田市を築いていきましょう。



この条例の目的

第1条

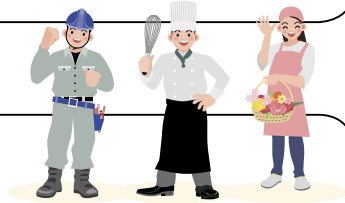
条例には、基本理念（第3条）、市の責務（第5条）のほか、施策の基本となる方針（第12条）などを定めています。これにより、中小企業の振興に関する施策を総合的・計画的に推進することで中小企業の活性化を図り、日田市の経済を持続的に発展させ、市民生活を向上させることを目的としています。

基本理念

第3条

- 1 中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重します。
- 2 日田市にある自然、人材、技術などの資源を総合的に活用します。
- 3 市や中小企業支援団体などの各関係機関が中小企業とともに相互に連携して推進します。
- 4 特に小規模企業の経営面・資金面に配慮するなど、経営規模を勘案して推進します。

中小企業や関係機関が行うこと



中小企業の皆さんは（第4条）

- 1 事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善、人材育成、雇用の促進及び福利厚生の上に努めます。
- 2 それぞれの地域及び業種等を中心に組合等を組織化し、その加入を促進するとともに共同事業の実施や中小企業支援団体の加入等、相互の連携及び協力を図るよう努めます。
- 3 地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。
- 4 市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めます。

第4条

市は（第5条）

基本理念にのっとり、関係者と連携し、中小企業振興に関する施策を総合的・計画的に推進します。また、施策の推進に当たって、必要な情報の収集・提供を行います。

中小企業支援団体は（第6条）

- 1 中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行います。
- 2 市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力及び事業活動を通じた地域社会への貢献を行うよう努めます。

金融機関等は（第7条）

- 1 中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めます。
- 2 市内における起業・創業に対し積極的な支援に努めます。

第10条

大企業は（第8条）

- 1 自らの事業活動において中小企業の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力を努めます。
- 2 地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めます。

大規模小売店舗は（第9条）

- 1 周辺地域との融和を図るため、中小企業及び中小企業支援団体へ加入するよう努めます。
- 2 地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加し協力するなど、地域の発展と活性化に努めます。

学校及び大学等は（第10条）

- 1 社会見学や職場体験等を通じて望ましい勤労観・職業観を教育することにより、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めます。
- 2 中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めます。

市民のみなさんをお願いしたいこと

第11条

1 市民の理解

中小企業の振興が、本市経済の発展や雇用の創出、ひいては市民生活の向上につながることをご理解いただきたいと思います。

2 市民の協力

日常生活の中で、中小企業が身近な存在であることを意識し、自発的に地域商店を利用し、市内産品・製品を活用するなど、中小企業の振興に協力をお願いしたいと思います。



中小企業が経済や雇用面で人口減少に歯止めをかける役割を担っているだけでなく、その活力が、まちづくりの原動力となっており、市民生活や地域社会にとっても不可欠な存在であることを改めて理解していただき、市民のみなさんに中小企業の発展に協力していただくことがこの条例の本旨です。

推進していく施策

第12条

基本方針（第12条）

中小企業振興に関する5つの基本方針を示しています。

）

第17条

基本的施策（第13条～第17条）

5つの基本方針に基づいた中小企業振興のための施策を明確にしています。

- 1 経営基盤の安定強化
- 2 中小企業の活用による地域内の経済循環の創出
- 3 経営の拡大及び新分野への進出の促進
- 4 創業の促進
- 5 人材の確保及び育成並びに事業環境の整備



施策を推進するために行うこと

第18条

意見の聴取（第18条）

本条例の基本的な施策を実効性のあるものにするため、現場の声を広く聴いていく必要があります。中小企業等の実態調査や、中小企業者や商工会議所など関係者と意見交換を行うなど、様々な方法で意見を伺いながら、施策を展開していきます。

）

計画の策定（第19条）

この条例に基づく中小企業振興の計画は、上記の調査結果や意見等を踏まえ策定してまいります。

第20条

財政上の措置（第20条）

具体的事業の実施に必要な財源確保に努めます。

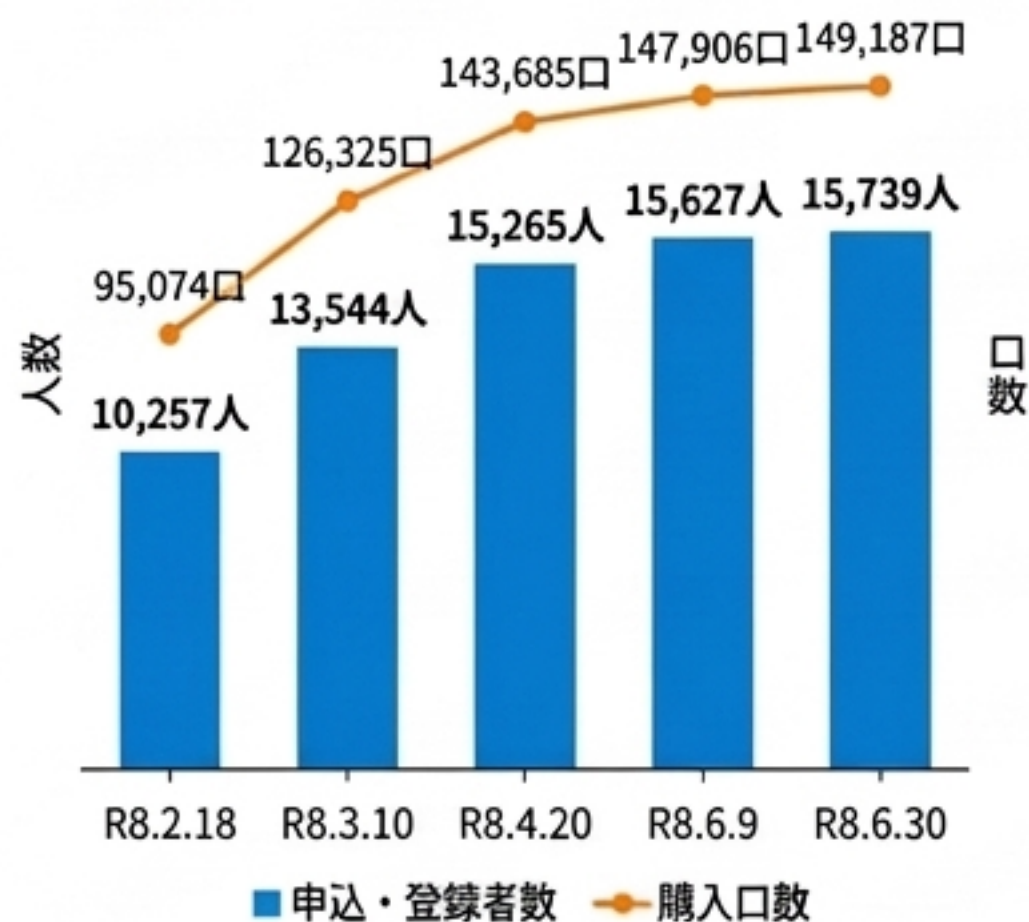
ひたpay 利用状況 最終サマリー (R8.2.18~R8.6.30)

資料①

発行総額約10億円に対し、登録者1.5万人を突破。利用金額9億6930万円（内訳：大型店3億4753万円 35.9% 中小店6億2177万円 64.1%）となり、極めて高い利用率で大盛況のうちに終了。

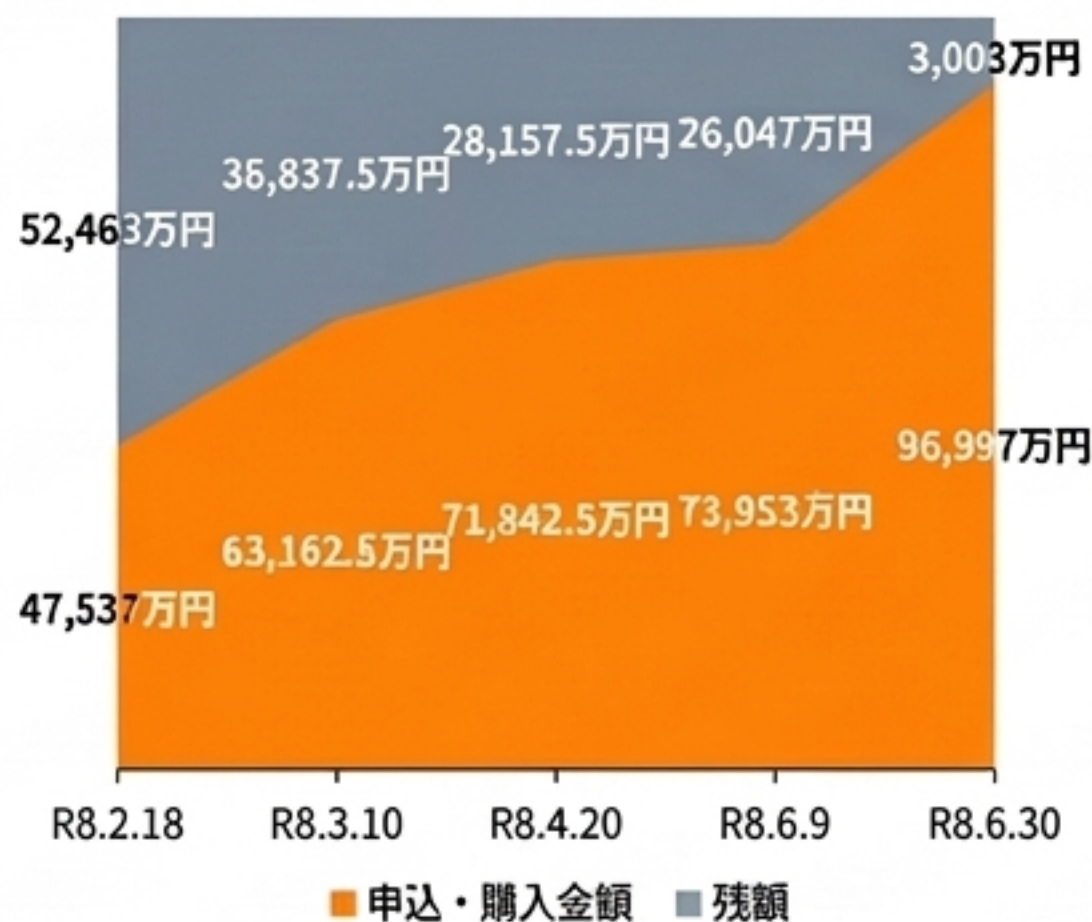
ユーザー成長トレンド

登録者数は開始時から
約1.5倍に急成長



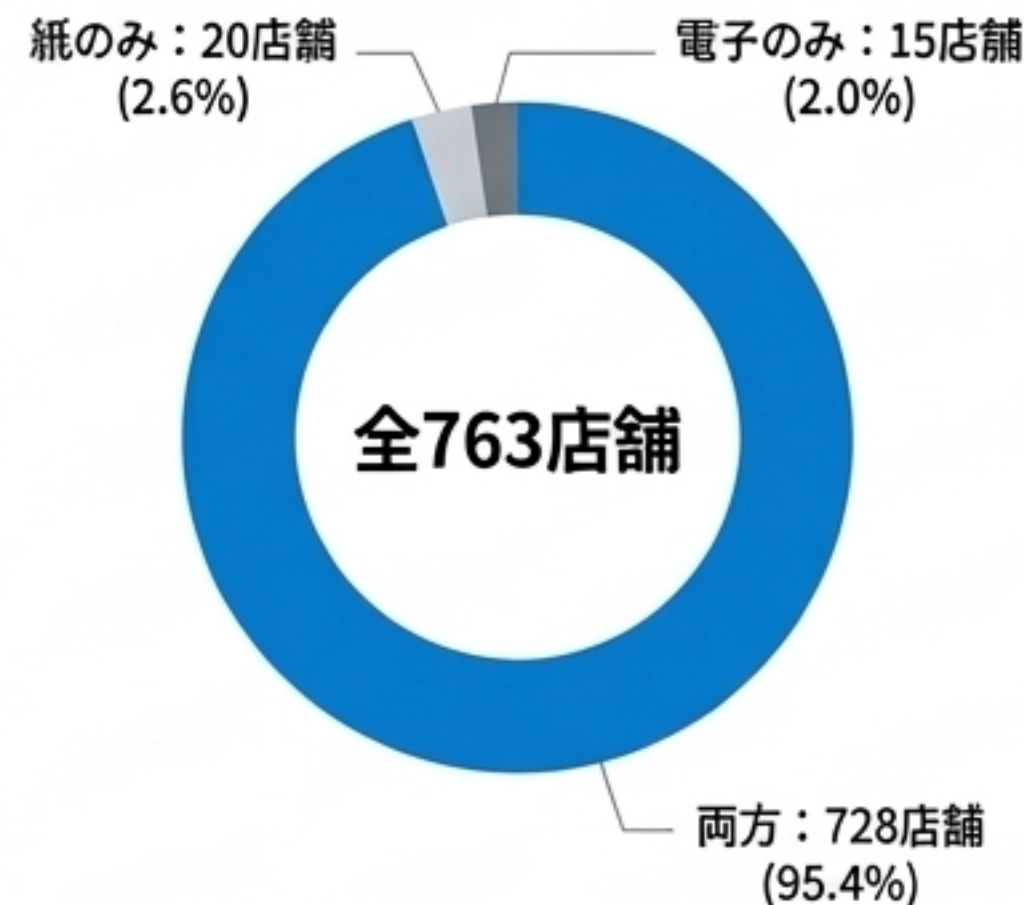
予算消化の軌跡

総予算の約97%を消化。
最終残額は3,003万円まで圧縮



加盟店対応状況 (R8.6.30時点)

全763店舗中、
約95%がハイブリッド対応



令和8年度日田市物価高騰対応プレミアム商品券

～第2弾～

事業者説明会





日田市物価高騰対応プレミアム商品券(第2弾)の概要

商品券名称	日田市プレミアム付デジタル商品券「ひたpayアプリ」※スマートフォン版
発行総額	7億円
発行口数	140,000口
プレミアム率	30%
1口の額面	6,500円（共通券3,500円/中小券3,000円）
購入価格	1口 5,000円
購入条件	令和8年9月1日（火）～9月25日（金）までに専用アプリより申込
購入対象者	日田市内在住の方
購入上限口数	1人あたり最大10口
利用期間	令和8年10月2日（金）～令和9年1月17日（日）
2次販売の有無	1次販売で余りが出た場合、2次販売を実施

商品券名称	日田市カード型プレミアム付商品券「ひたpayカード」（二次元コード付）※カード版
発行総額	3億円
発行口数	60,000口
プレミアム率	30%
1口の額面	6,500円（共通券3,500円/中小券3,000円）
購入価格	1口 5,000円
購入条件	専用はがきより令和8年9月1日（火）～9月18日（金）消印有効
購入対象者	日田市内在住の方
購入上限口数	1人あたり最大10口
利用期間	令和8年10月13日（火）～令和9年1月17日（日）
2次販売の有無	2次販売は実施しない

QRコードカード（ひたpayカード）の活用による電子化対応

紙の商品券の代わりに「QRコードカード」を導入することにより、緩やかな電子化、省力化を実現することができます。

QRコードカード活用によるメリット



利用者に寄り添った 緩やかな電子化を実現

見た目はカード、中身は電子の「QRコードカード」は、“紙の券”が“カード”になる状態を提供することで、直ぐに紙の運用を廃止する場合に比べ、抵抗感少なく、段階的な電子化へのステップアップを進めることができます。

全ての商品券に対して 電子情報で管理可能に

「QRコードカード」で行った支払いは、アプリ同様に電子情報として記録されるため、利用情報の即時取得、確認、管理を行うことが可能になります。
※スマホなしでも、アプリと同様のプラットフォームが利用可能です。

商品券運営における 省力化に貢献

紙との併用の場合、従来通りの紙の商品券にかかる業務と、新たなアプリ運営に必要な業務を両方対応する必要がありましたが、QRコードカードにおいては、カード発行業務以外はアプリと同じ管理業務で対応できます。

	利用者の支払方法	店舗での取扱い	商品券利用情報の確認	精算・振込業務
 紙の商品券	現金同様の扱い 従来通りの支払いを行う	現金同様の扱い 商品券を受け取り、現金などの支払いと同様に対応する	紙の回収・集計・保管 何枚の商品券が支払いに使われたかを数え、記録し、精算のタイミングまでは店舗にて保管	紙の引換・振込申請 紙の商品券を現金化するために発行主体等へ赴き、商品券と引換、換金及び振込申請を実施
 QRコードカード	カードを提示 支払い時にカードを店舗に提示し、利用金額を店舗側に伝える	店舗側がアプリを操作 店舗用アプリを開き利用者のカードのQRコードを読み込み、指定の金額を入力し支払いを行う	自動集計 利用情報は支払いと同時に電子データで自動的に記録、管理され、店舗管理画面で確認可能	オンラインで申請・振込 店舗管理画面で確認した売上は、規定の振込タイミングで指定口座に振込実施
 アプリ	利用者がアプリを操作 アプリを開き店頭のQRコードを読み込み、支払金額を入力し支払いを行う	操作なし 店頭にQRコードを設置するだけでOK		

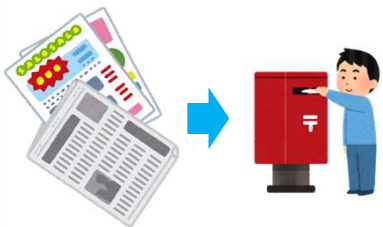
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

スマホ非保持者の対応

【申込から購入、利用、換金までの流れ】

1. 申込・抽選

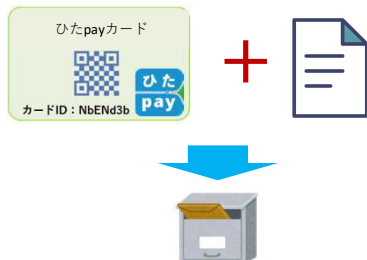
チラシ等を配布し、
付属する申込はがき等にて申込



抽選により当選者リスト作成



当選者に対し、
支払い情報および
QRコードカードを送付



2. 購入

コンビニエンスストアで
支払い

24時間いつでも
支払い可能



QRコードカードに
プレミアム分を付与した
金額がチャージ

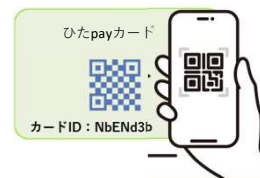


2. 商品券の利用

獲得した商品券は
登録店舗※にて利用可能
※QRコード カード 対応店舗のみ
(要スマホ・タブレット、インターネット環境)



店舗は加盟店アプリで
利用者のQRコードの
QRコードを読み取り
利用金額を入力



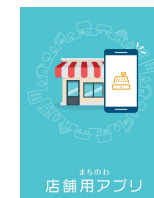
加盟店アプリに入力された
利用金額を店舗、利用者で
確認後 支払いを実施



3. データ管理・精算

スマホアプリ版の利用等データ
とマージして管理
登録店舗はマージされたデータ
を加盟店アプリにて確認が可能

<加盟店アプリ>
✓ QRコード カード決済
✓ 利用履歴確認
✓ 取引履歴確認
✓ 決済取消 等



精算もスマホアプリ版と
合算して自動精算

システムから出力された
データをもとに
ご指定の口座へ入金手続き



QRコードカードでの支払いから加盟店精算までの流れ

QRコードカードの取得

利用者がQRコードカードを取得



取得したQRコードカードは登録店舗にて利用可能

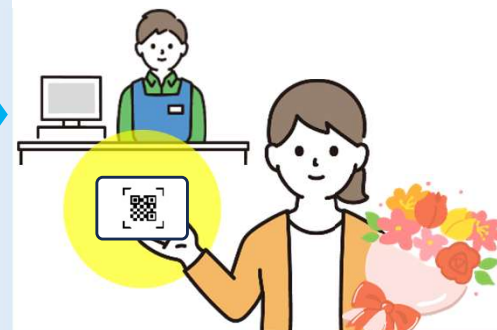


店舗での利用方法・対応方法

店舗アプリで利用者のカードに表示されたQRコードを読み取り、指定された支払金額を入力



店舗アプリに入力された金額を確認後、支払いを実施



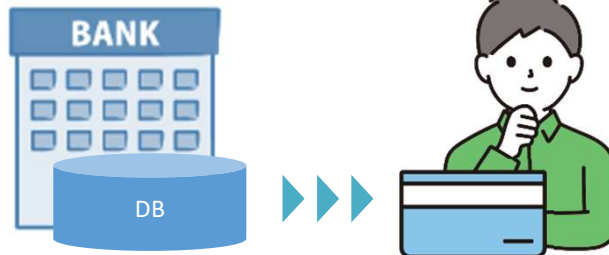
精算方法

登録店舗は管理画面で精算手続きが可能
商品券の保管・持込も不要

<店舗管理画面>
✓ 売上確認
✓ 取引履歴確認
✓ 精算手続き 等



地域金融機関と連携しデータをもとにご指定の口座へ入金手続き



設定の頻度で換金入金をご確認

入金完了



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です



商品券の申込みから購入までの流れ

	ひたpayアプリ	ひたpayカード
① 申込	スマホの専用アプリから申込 申込期間：9月1日（火）～9月25日（金）まで	専用はがき、または官製はがきに必要事項を記入の上、 日田市役所へ郵送。 申込期限：9月18日（金）消印有効
② 抽選	購入希望口数が申込口数を超える場合、抽選実施	
③ 当選通知	10月2日（金） アプリ内にて通知	10月13日（火）以降当選者に当選口数や購入方法などを順次郵送で通知 ※送付物にカード型商品券を同封
④ 購入	コンビニ、Pay-easy（ATM）など	コンビニ（セブンを除く）、Pay-easy（ATM）など
	当選口数を一括で購入。分割購入や当選口数の変更は不可。	
	購入期限：10月2日（金）～10月9日（金）	購入期限：到着～10月31日（土）
⑤ 利用	10月2日（金）～1月17日（日）	10月13日（火）～1月17日（日）



※カードデザインは西海市のもの

店舗用管理画面(機能・ログイン方法)

各参加店舗様の利用履歴の確認や取消、精算管理を行っていただく店舗用アプリ・店舗用管理画面をご用意しております。(スマートフォン・タブレット・パソコンでご利用いただくことができます。)

※ひたpayカードの加盟店舗様は、店舗用アプリ(スマホ・タブレット)が必要です。

<店舗アプリ・店舗用管理画面主な機能>

- ・ひたpayカードのQRコードの読取り、決済 ※**店舗用アプリ(スマホ・タブレット)**のみ
- ・店舗情報の確認・管理 ・利用履歴の確認 ・取消処理 ・精算(換金)管理

	WEBブラウザ	スマホアプリ
推奨環境	【OS】 ・Windows ・Mac 【ブラウザ】 ・Chrome ・Safari ・Edge ・Firefox	【OS】 ・iOS 15以上 ・Android 9以上

【スマートフォン・タブレットの場合】

「店舗用アプリ」をダウンロードしてください。(別途、**レンタル端末も準備します**ので必須ではありません)

※ダウンロードは下記QRコードの読み込み、または各アプリストアから。

【パソコン等のブラウザの場合】

下記の専用サイトにアクセス

[店舗管理画面URL]

<https://shop.hita.premium-control.jp/>

ログイン

第1弾で利用したログインID／PWで
ログインをお願いします。(アプリも同じIDでログイン可)



アプリ名

**まちなわ
店舗用アプリ**

QRコードよりアクセス



アプリストアよりアクセス



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう



店舗での流れ(ひたpayカードの決済方法)

- ・お客さまから「ひたpayカード」での支払い希望を受けましたら、「店舗用アプリ」を立ち上げ、以下の流れで決済を行ってください。
- ・その際、お客さまと一緒に「支払い金額」を確認し、間違いがないことを確認の上、店舗さまにて「決済する」ボタンを押してください。
- ・支払いが完了すると、「決済完了画面」が表示されますのでご確認ください。

店舗用アプリ画面

1. QRコードの読取り

- ①店舗は「店舗用アプリ」を立ち上げ
- ②画面下メニューの「QR読取」タップ
- ③アプリ内のカメラで利用者のカードのQRコードを読み込み



※デザインは試作段階のものです。

2. 決済金額の入力

- ①店舗が金額を入力
- ②「決済確認(次へ)」タップ

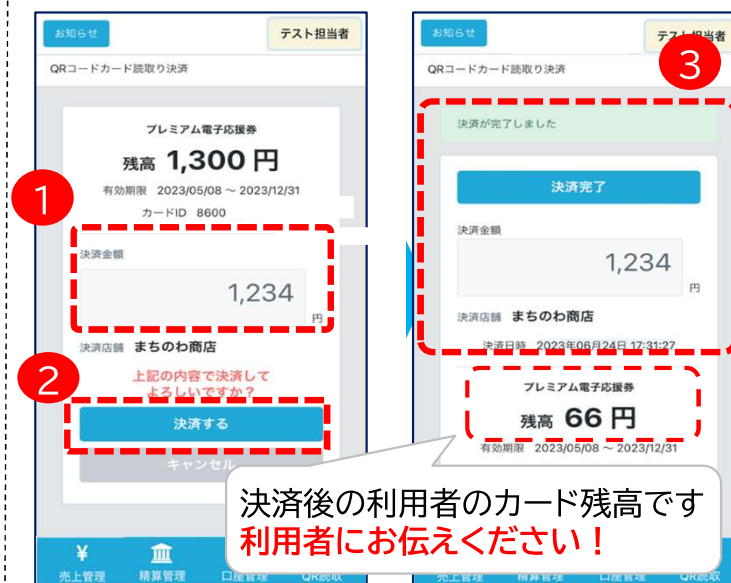
利用者のカード残高です
残高以下の金額で決済可能



3. 決済

- ①利用者と「決済金額」を確認
- ②(正しければ)店舗が「決済する」タップ
- ③決済完了画面を確認

※残高不足の際は、残高と現金払い等で対応下さい



- ・売上金額欄には、検索条件下の決済の合計売上金額が表示されます(デフォルト:今日の売上金額)。
- ・利用履歴一覧欄には、決済ごとの明細が表示されます。
- ・また、誤って決済をした場合の取消処理が可能です。(金額の変更はできません)

※未精算残高の範囲内でのみ取引処理が可能です

(例)未精算残高10,000円 → 取消処理ができる取引の上限額:10,000円

※誤って取消を行ってしまった場合の「取消の取消」はできません

売上金額・決済一覧の表示

メインメニュー
「売上管理」をタップ
→「今日」の売上表示
→「今日」の決済一覧表示



売上金額・決済一覧の検索

条件を変更して検索可能
・対象期間
・対象商品券(スマホ or 紙商品券)
など



決済の取消

①対象の決済の
「取消処理」をタップ



②確認メッセージの
「OK」をタップ



- ・売上金額欄には、検索条件下の合計売上金額が表示されます。 ※条件を変更しての検索が可能です
- ・利用履歴一覧には決済ごとの明細が表示されます。

店舗画面

カフェさっぽろ

売上管理

精算管理

店舗担当者管理

口座管理

パスワード変更

ジョブ管理

QRカード読み込み

お知らせ

売上管理

条件を変更しての検索が可能

検索条件

振興券

選択してください

店舗

選択してください

決済日時(開始)

2023-06-24 00:00:00

決済日時(終了)

2023-06-24 23:59:59

電話番号

カードID

検索

売上金額

検索条件下の
売上金額を表示

¥ 6,058

利用履歴一覧

「CSV出力」ボタン

検索条件下の
決済一覧を表示

CSV出力

決済取消一覧

トランザクションID	金額	振興券名	取引 種別	店舗名	店舗 種別	決済日時	操作
E9DC86CD9BD0D4 DD5E8531411AF6 DA3AAA6CA29F11 CA20AF93043FA45 E7F4DA9	1,234 円	プレミ アム電 子応援 券	決 済	まちのわ商店	親 店 舗	2023-06-24 17:31:27	取消処理
FCF3B212B8FF26A CC2FB1AC837C09	1,500 円	プレミ アム電	決 済	まちのわ商店	親 店 舗	2023-06-24 17:19:18	取消処理

- ・売上データをCSVファイルとして出力することができます。(パソコンのみの機能)
 - ・売上管理画面で「CSV出力」ボタンをクリックすると、自動でジョブ管理画面に遷移します。
- 数分後にダウンロードが可能です。
画面をリロード(更新)して「ダウン
ロード」ボタンを押してください

- ・明細の「取消処理」ボタンを押下すると決済が取り消され、利用者の方に残高が戻ります。
- ・取消処理したものを戻すことはできませんので、日時や金額等を十分に確認のうえ取消処理を実施ください。

店舗画面

カフェさっぽろ

売上管理

精算管理

店舗担当者管理

口座管理

パスワード変更

ジョブ管理

QRカード読み込み

お知らせ

売上管理

※取消処理は、下記の場合は行うことが出来ません

① 残高が取消額より少ない場合

② 既に返金済み、処理済みの場合

③ 利用期間が終了している場合

④ 利用者のアカウントが退会済みの場合

電話番号

カードID

検索

本当に取り消してよいですか？

OK

キャンセル

売上金額

¥ 6,058

利用履歴一覧

CSV出力

決済取消一覧

トランザクションID	金額	振興券名	取引種別	店舗名	店舗種別	決済日時	操作
E9DC86CD9BD0D4 DD5E8531411AF6 DA3AAA6CA29F11 CA20AF93043FA45 E7F4DA9	1,234 円	プレミ アム電 子応援 券	決 済	まちのわ商店	親 店 舗	2023-06-24 17:31:27	取消処理
FCF3B212B8FF26A CC2FB1AC837C09	1,500 円	プレミ アム電	決 済	まちのわ商店	親 店 舗	2023-06-24 17:19:18	取消処理

	質問	回答
商品券の購入	商品券の購入はどこのコンビニでできますか？	全国ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、デイリーヤマザキ、セイコーマート（※セブンイレブンひたpayアプリのみ可能）で購入することができます。
	申込金額と異なる金額で商品券を購入できますか？ （例：5万円の申込に対して、3万円分だけ購入したい）	購入できません。 申込金額と同額のみ購入可能です。
加盟店の管理・対応	店舗管理画面をスマホで確認できますか？	スマホで見えることは可能ですが、機種によって見れない場合があり、また字が小さくなる等、見づらい点もあります。 パソコンでのご利用をお勧めします。
	管理画面で確認する決済状況にタイムラグはあるか？	タイムラグはありません。 利用者のスマートフォンで決済後、即時で管理画面に反映されます。
	誤った金額で決済をしたらどうすればよいですか？	店舗管理画面より決済の取消ができます。
	店舗での決済が完了したら通知されますか？	IDとして登録いただいたメールアドレス（実在するアドレスのみ）宛に決済の度に通知を出すことも可能です。 希望される場合、メールアドレスの登録が別途必要です。
問い合わせ	店頭で操作方法が分からなくなった場合の問い合わせ先はありますか？	加盟店さま・利用者さま、どちらにも対応できるコールセンターを8月1日～12月30日の全日9時～18時で対応します。

✓精算(換金)の方法とスケジュール

【自動精算】

- ・週1回、自動で精算が行われます。

火曜日(0時)締め ⇒ 4営業日後振込

- ・精算にあたり、加盟店舗様でのお手続きはございません。自動で振込いたします。
- ・締め時点で、**未精算残高が10,000円以上**であれば、全額入金されます。
- ・ひたpayアプリ、ひたpayカードの売上がまとめて入金されます。

【手動精算】

- ・**未精算残高が1,000円以上**で、申請可能です。

申請後、**次の火曜日(0時)**が締めとなり、締日の**4営業日後**にお振込いたします。

✓振込手数料

- ・振込手数料については、以下のとおり(日田信用金庫の口座への振込について手数料はかかりません)

	振込先		日田信用金庫	他行
	振込金額	5万円未満	無料	220円
		5万円以上		440円